

平成22年6月
堺市契約課

総合評価落札方式による一般競争入札への参加に当たっての注意事項

平成22年度から総合評価落札方式による一般競争入札についても、入札参加資格の事後審査方式を採用します。つきましては、堺市総合評価落札方式ガイドライン及び入札公告を熟読の上、下記の内容に十分留意し、入札に参加してください。

記

1 入札参加申請について

- (1) 事後審査方式の採用に伴い、入札参加申請時に添付する一般競争入札参加資格審査に係る誓約書は、通常の電子入札による一般競争入札案件と共通になります。
- (2) 配置予定の現場代理人及び技術者（以下「技術者等」という。）については、開札後の事後審査において、技術者等の資格、雇用状況等の審査を行いますので、入札参加申請時にこれらの確認書類を提出する必要はありません。

2 技術資料の作成について

- (1) 技術評価に係る技術資料の様式は、特別簡易型と簡易型で異なります。
- (2) 技術評価における評価分類のうち、配置予定技術者の能力に係る評価項目において、加算点が与えられた場合は、当該技術資料に記載した技術者を当該工事に配置する必要がありますので、技術資料の作成に当たっては、入札公告に記載されている技術者の資格要件を確認の上、確実に当該工事に配置できる者を選出し、記載してください。

3 入札参加資格の事後審査について

配置予定技術者の能力に係る評価項目において、加算点が与えられたにもかかわらず、当該技術者を配置できない場合は、入札参加資格の事後審査時に資格を満たしていないことが判明したものとし、原則として入札を無効とします。

4 申請書等の様式について

各様式は、入札情報サービス(<http://www.i-ppi.jp>)の各案件のページに掲載します。作成に当たっては、誤記、記入漏れ、添付書類の不備等がないよう十分に注意してください。